

令和2・3年度神奈川県青少年問題協議会 第5回企画調整部会 議事録

日時 令和3年11月8日(月)10時～12時

開催方法 Zoomによる会議

○ 青少年課長

皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。青少年課長の長島でございます。本日は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からオンラインによる会議開催とさせていただきます。会議途中で不具合など生じた場合は、お声がけいただきたいと存じます。それでは、会議の進行について長谷川部会長にお願いします。

○ 長谷川部会長

ただ今から、神奈川県青少年問題協議会 第5回企画調整部会を開会します。本日は、前回の部会を踏まえて、急きょ設定された会議となります。本日は、議題が2点あります。1点目は、令和3年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰受賞者についてです。これは、確認と意見交換ということになると思います。2点目は、かながわ青少年育成・支援指針の改定について、前回の議論、意見交換について不十分だったことや、重要な言葉の用語のことであるので、そこを中心に意見交換をしていきたいと考えています。

それでは、議題1、令和3年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰受賞者についてです。事務局から御説明をお願いします。

○ 調整グループリーダー

(資料1に基づき説明)

○ 長谷川部会長

ありがとうございました。第2回企画調整部会では、若い人たちやNPO法人の方が表彰の対象になるようにという御意見をいただいていたのですが、今、御説明があった通り、そういったことの声かけはしたけれども、市町村の青少年問題協議会からの推薦はなかったという御説明でした。様々なお考え、意見があると思いますが、御意見のある方は御発言をいただけますでしょうか。はい、西野委員をお願いします。

○ 西野委員

結局、市の青少年問題協議会からは、NPOの人たちや若い人たちの推薦がなかったということですが、このままだと、ずっと同じ状況になると思います。そもそも、NPOの人たちなどが推薦されないという仕組みなのではないでしょうか。呼びかけをしたけれども、選ばれなかったということですが、そもそも、NPOの人たちを把握できるような人が推薦人にいるのかということが1点あります。また、2点目ですが、男女比について、少し女性が増えてきていますが、まだ男性が優位です。推薦の時に男女同数にもってこられる位の意識が必要だと思いますが、このことについては、誰がどう判断して選ばれているのでしょうかという質問です。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。事務局はいかがでしょうか。推薦に至るメカニズム、根拠、視点といったものについて、御質問ができました。

○ 調整グループリーダー

市町村の方では、複数の推薦候補者がおり、例年、次は誰、その次は誰というように順次、推薦にあげてくるとい話を伺っています。新たにNPOの方を市町村の青少年問題協議会に推薦するようお願いするには、やり方やアプローチの仕方を考えていかないとだと思っています。新たにNPOの方を推薦に挙げてもらえるようなアドバイスをいただき、やり方を考えていきたいと思います。

また、男女比についても、働きかけをしていても、市町村の方である程度、推薦の順番を決めているということがあり、また、昔から青少年育成活動に携わる方に男性が多いということがあり、それが男女比に反映されていっていることもあると伺っています。これも、このままですと同じような男女比になっていってしまうので、アドバイスをいただければと思います。答えになっておらず、申し訳ありませんが、以上です。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。西野委員、御納得されましたでしょうか。

○ 西野委員

おそらく、おっしゃる通り、来年はあなたを推薦しますということが決まってしまうということがあると思います。それをやり続けるのかどうか。結局、名誉職というか、それが励みになって、皆さんが青少年の活動に励まれるということはあると思います。そうならば、枠を限定して、従来の枠は何割で、新規にボランティアセンターとか市民活動センターなどに、違う推薦枠を明確にして、従来の方法で推薦する方の枠と、新たに推薦する枠というのを設ける。男女比も、今の説明の中で男性が多いとおっしゃっていましたが、本当かなと思いました。僕らが日常で出会う青少年問題の活動をしている方は、女性がかなりいます。本当にすごい活動をされています。でも、男性をたてていてのではないかなと思います。これからの時代は、枠としてジェンダーバランスを考えて、フィフティ・フィフティくらいの枠で推薦してくださいとしても、いいのではないかなと思います。そうしないと、多分、この仕組みは変わらないと思います。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。他の委員の方はいかがでしょうか。牧野委員、お願いします。

○ 牧野委員

今回のこの件については、各市町村からの御推薦であるので、異論はありませんけれども、前回からの議論と、この制度ができた経緯も含めてですが、例えば、表彰要綱にある表彰事項の2番目に、勤労青少年の福祉増進というものがあります。今回推薦された方の中でお二人が該当するようですが、あまり、いらっしゃらない。おそらく、勤労青少年という言葉ができた頃に、この制度もできたのではないかと思います。勤労青少年というのは、高度経済成長期に、中学校卒業後に就職される方が多かったことや、集団就職で例えば北海道や東北から、神奈川に就職される方々がたくさんいたことの、そういう方々の福祉増進ですから、面倒をみたり、コミュニティをつくるために、一生懸命になられた方がいらっしゃったと思います。そういう方々を表彰しようということも含めて、この表彰事項があるのだと思います。表彰事項の5番目にある環境浄化という言葉も、いかにも時代がかった表現かなと思います。そういった意味では、この表彰事項を見直すことで、例えば、NPOの方々が表彰の対象になるようになるのかなと思います。いわゆる名誉職的な表彰制度が、意味があるのかどうかという話にしてしまいますと、制度を壊すようなこととなりますので、県の青少年問題協議会の方で、この表

表彰制度を変えることができるのであれば、表彰事項について、NPOの活動として、教育・生活指導も多いと思いますが、例えば、居場所づくりであるとか、家庭に代わるような、家族形態が多様化していますので、その中でどのように子ども達を見守っていくのかといったことに注力されている方が多いと思いますので、居場所づくりのようなものをいれてみるとか、何かあるかもしれませんので、そのあたり議論できればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。牧野委員がおっしゃった通り、基礎自治体からの推薦があります。次年度に向けて、どうしていったらいいのかということについて意見交換してまいりたいと思いますがよろしいでしょうか。では、御意見のある方はお願いしたいと思います。

私からは、牧野委員がおっしゃった通り、基礎自治体の青少年問題協議会の事務局の方は、公務員であるので、法律による行政ということで、この要綱をしっかりと読み込んだうえで、選出、推薦することになると思います。そう考えた時に、表彰要綱の表彰事項、あるいは目的の文言を修正しないと、やはり、市町村の青少年問題協議会に伝わらないのではないかと思います。今回の議題2にも関わりますが、青少年を子ども・若者に変更する、育成やはぐくむという言葉はどう捉えるのかということもありますので、指針の改定を契機にしながら、表彰要綱の改正にも取り組むということも意見として提案していいものなのか、どうかということ、事務局に確認させていただいてもいいですか。

○ 青少年課長

今年の推薦にあたっては、NPOの推薦については、市町村に示した枠とは別に設けて、是非、推薦してくださいということで、お願いしていましたが、それでも推薦がなかったということになっています。制度が変わったことをアピールしないと難しいと感じます。一方で、県の中で新しい表彰制度をつくることや、今ある表彰制度を変えることは、青少年課だけでは判断できない部分もあります。皆様からいただいた意見を参考に、来年の表彰に向けて、どういう形に変えていけるか、事務局でも検討させていただきたいと思います。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。かなり踏み込んだ御発言をいただいたと思います。感謝申し上げます。そういうことになりますと、部会の委員の皆様にも、事務局をサポートするという責務が生まれると思いますので、御意見があればもうしばらく続けてみたいと思います。いかがでしょうか。墓田委員、お願いします。

○ 墓田委員

牧野委員がおっしゃった、勤労青少年についてですが、私どもは無業の若者を支援している団体です。転職するような悩みを抱える若者も、NPOでは勤労青年ということでサポートしています。今、子ども・若者育成支援推進法もできたことですし、表彰の要綱ができた頃から時代が随分変わっています。ウィズコロナの時代になると、もっと変わってくると思います。居場所や子ども食堂などは女性や外国の方など多様性のある市民活動のことも踏まえて表彰できるようにしていくと、それはそれで励みになっていくのかなと思っています。地域を支える居場所づくりや子ども食堂が入ってくると、必然的に女性の受賞者が増えてくるのかなと期待する気持ちもあります。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。この表彰制度は、昭和41年、1966年から始まった制度ということで、その時には、NPO法人という法人格を持った団体さえいなかった時代にできたものです。今は非常に、多くの受賞者の方々の分野や委員ということだけではなく、市民団体、NPO団体が主流になっていると捉えられますので、実態を反映した推薦制度がよろしいのではないかと御意見と受け止めました。他にいかがでしょうか。福山委員、お願いします。

○ 福山委員

資料にある名簿には、主な役職や活動団体等という欄に、市の青少年指導員協議会ですとかがあります。私は、市の青少年問題協議会についてはよくわかっていませんので、もしかしたら違うのかもしれませんが、表彰候補者を決める団体から、候補者が出ていることが多いように思います。協議会の方も色々なことに携わって、活動されていると思いますが、他のところに広がっていかないと、目的からも、今、ずれているのではないかと、個人的には思います。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。大学生のフレッシュな考え方として、ずれていると、ずばり表現いただいたと思います。おっしゃられたことは、市町村の青少年問題協議会に関係する、あるいは親和性の高い人の推薦に固まってしまうのではないかと。それをもっと公平に、視野を広げて選択をして欲しいという御意見だったと思います。他にいかがですか。尾崎委員お願いします。

○ 尾崎委員

福山委員のお話を伺って思ったのですが、候補者名簿の項目に、主な役職、活動団体という項目があります。それを見せると、役職のある方を推薦されたいのかなという意図が感じられるような気がします。なかなか、NPOで活動されている方や、子ども食堂などの一ボランティアとして、すごく積極的に活動されている方のお名前は、上がってきにくいのではないかと感じました。先ほど、表彰要綱の受賞対象の見直しについて、御意見がありましたが、推薦状の枠そのものを、全体的に見直すことができれば、少し変わってくるのかなと思いました。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。推薦の仕組みそのものだけではなく、推薦書の様式そのものが変更されないと、どうしても、役職者や代表者になりがちではないかというお話でした。今までのところ、色々御意見がありましたが、事務局はどのように受け止めていますか。

○ 長島課長

皆様の貴重な御意見をありがとうございます。今の制度上の仕組みとして、青少年指導員で、役職についている方、あるいは長きにわたって活動されている方を順番に推薦しようという流れになっておりますので、皆様からいただいた御意見を参考に、引き続き、推薦は市町村にお願いしたいと思っておりますが、推薦のやり方、あるいは推薦のルールを変えて、幅広く、子ども・若者のために、尽力されている方に表彰できるよう、工夫していく検討をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。藤井委員、お願いします。

○ 藤井委員

この表彰について、市町村の担当の方が推薦をされていると思いますが、もし、要綱などを変更するということであれば、現在、推薦業務に携わっている自治体の方に、何か新しい推薦を、もし設けるのであれば、どういった方を推薦したいかなど、業務にあたっていらっしゃる方の御意見を受け取りながら、要綱の修正をしていくとより良いのではないかと考えました。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。市町村の推薦業務を担当している人も、苦悩されているかもしれません。新しいアイデアがあるけれども、それを履行できないで困っているということもあるかもしれません。また、事務局もただ今の御意見を加えて、御理解のうえ進めていただきたいと思います。

それでは、議題1については、先ほども御説明しましたが、推薦されていますので、今年については、これでよしという決定でよろしいでしょうか。お手を挙げていただけますでしょうか。この内容でお認めいただきました。ありがとうございます。それでは、今年度の表彰は案のとおり決定とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議題2に移ってまいりたいと思います。かながわ青少年育成・支援指針の改定についてです。事務局から資料の説明をお願いします。

○ 企画グループリーダー

(資料2、3にもとづき説明)

○ 長谷川部会長

ありがとうございました。それでは、議論、意見交換をしてみたいと思います。資料2の1つめ、はぐくむの使用と環境についてです。今、御説明がありましたし、また、参考資料2の前の議事録にありますが、子ども・若者が主体になる場合と、子ども・若者に対して社会が主体になるものを明確に表現していこうと、子ども・若者が主体であることを全面に押し出してという議論があったかと思います。資料2の1について、御意見をいただきたいと思います。

私が、気になっている点について、皆さんにお伺いしたいので、御提案させてください。資料3の1(2)指針名称の変更についてです。一点目は、青少年という表現ではなく、子ども・若者という名称にしていこうということは、すでにこの方向で議論され、決まっていると思っています。

アンダーラインの二つ目について、下から2行目の最後の方に「育成の表現を削除する方向で検討する」とありますが、参考資料2の議事録の中でも、そうした御意見が多いですが、しかし、子どもが主体として位置付けていく観点もありますが、でも、子どもを守っていくこともありうるということです。そうすると、「育成という表現を削除する方向で検討する」という表現だけで、反映されているのかなというように思いました。削除し、はぐくむという言葉でなど、丁寧に入れ込まないと、突然はぐくむという言葉が、出て来る事になりはしないかと、感じました。

今の点でも、違う点でも、いいのでご意見をいただきたいと思います。はい、西野委員お願いします。

○ 西野委員

まとまってからだと言言しづらいと思いますが、私も雑談でつぶやかせてください。長谷川部会長のおっしゃったことは、僕も賛成です。もう少し丁寧に書けたらいいと思

ます。先ほどの御説明を伺いながら、漠然と、もやっとしていることは何かといいますと、若者達の意見表明についてです。自分が思っていることを語りにくい社会だとすごく、感じています。きれいな言葉で、改定の文章がまとまりつつありますが、私が私の思いを語るということの意見表明をしっかりと支えるような、具体的に、ここの言葉をこう変えましょうということは、今でてきていないですが、そういったことを感じました。

そして、社会を変えていく、動かしていくというときに、日本社会は福祉の世界にあるソーシャルアクションというものに関して、子ども・若者はソーシャルアクションしてはいけないかのような圧みたいなものが、まだまだ強い社会だと思います。この間、ドイツの例がでていたように、意思表示をするときには、デモも含めて、自分たちで街を歩くとか、声を上げるというようなことが積極的に評価され、小さい頃から教えられていく社会と、とにかく人様に迷惑をかけるような、デモ行進のようなものがあってはならないというような、全体を考えて物を言いにくい社会が、私たちの社会のような気がしています。もっと、環境に向けても、子ども達が、学校を含めた教育社会、子ども達が社会で生きていく上で、これは嫌だよ、変えて欲しいよねということ、言いやすい社会をどう作ってイけるか、それをしっかりと、私たち大人が聞き取れる仕組みをどう作れるかということが、何か適切な言葉で入らないかなと思いました。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。そうですね。どこに展開したらいいのかということは、不明ですが、とても大切な観点を西野委員から御呈示いただいたと思います。他に御意見はありますでしょうか。はい、小泉委員お願いします。

○ 小泉委員

先ほど、長谷川部会長が言われた「育成の表現を削除する」というだけでと、やはり、私も、子どもはある程度守られる立場ということをお忘れてはならないということをお思っていますので、何かしら、はぐくむについて、変えてこうするという説明が必要だと思います。

もう1点は、資料3の3ページ(2)の(イ)について、表題が家庭となっていますが、虐待件数や、貧困率、自殺者数が記載されていますが、このカテゴリー分けについて、違和感があります。家庭というタイトルでみていったときに、もっと違う表題の方がいいのかなと思います。参考資料とリンクさせてこういう表現になっていると思いますが、ちょっとすっとなつてこないお思いました。これだと、あたかも、家庭に問題があるというまとめ方に見えるようにお思われて、課題はそれだけではないよねということからすると、こういうまとめ方でいいのかなと疑問にお思いました。

○ 長谷川部会長

子ども・若者が家庭に所属しているという時間の流れのなかで起きている、子どもをめぐる問題でしかないものを、家庭と切り取ってしまうと、家族に責任を転嫁するというおことにもつながらるのではないかという、ようするに、自助、親族内相互扶助で何とかしていけとつたところにつながっていくという御意見でよろしいでしょうか。

はい、尾崎委員お願いします。

○ 尾崎委員

資料3の3ページに、支援を必要とする子ども・若者の状況とタイトルが気になりました。ここで言っている支援と、子ども・若者支援指針の支援は、意味が違っているのではないかと感じました。社会が、子ども・若者の主体的な生き方を支援するときの支援と、子ども・若者

が直面している課題に対する支援というところの、言葉の使い分けが必要ではないかと感じました。

もう一つ、先ほど西野委員がおっしゃっていた、子ども・若者自身が発信していく、声を聞くということは、何らかの形でいていただきたいなと思いました。それは、例えば5ページの基本目標1の考え方、自己形成への支援のところの、主体的に生きるために何をするのか、主体的に生きるための支援の方法として、例えば、子ども・若者の声を聞く。子ども・若者が自分たちの声を発信する機会を、しっかり私たちが作っていきますよという書き方が、できるといいと感じました。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。とても大切な視点だと思います。資料3の3ページの(2)の支援はどういう意味を持つのか、読み手にとって随分変わってしまうということだと思います。もう少し、明確にした方がいいという御意見でした。2つ目は、具体的に子ども・若者の社会参画を保障することをどこかに、明確にする。そういう社会にしていくのだという、宣言にもなるのかもしれませんが、それが必要かもしれません。

私は、尾崎委員の御発言を伺いながら、先ほど小泉委員が指摘された(イ)の家庭というのは、問題があると思いますが、その後にくると、(ウ)に学校がありますが、本来であれば、(エ)として地域や社会が来るべきなのではないかと思います。(3)に家庭、地域の状況とありますが、全体的に整理をする必要があるのではないかと思います。(2)と(3)を分けて書かなくても、いいのではないかと思います。整理して、社会にはこういう課題があると、子どもたちや若者たちの意見を聴取することの弱さがあるとか、そういったシステムや子ども・若者達のそういうことを、意識化できない状況があるとか、何かそういうことを書き込んで、まとめてみたらいいのかなと、思いました。

他に御意見はございますか。福山委員、藁田委員の順にお願いします。

○ 福山委員

現実的に難しいことは、重々、承知しているのですが、子ども・若者の意見を拾うということで、私は、青年期にカテゴライズされる人間だと思っているのですが、児童期、思春期の子ども達が、この青少年問題協議会の会議のように、一か所に集めて、どのようにしたら自分たちが過ごしやすいかなどという疑問提起をしてみても、いいのかなと思います。実際にそれで、返答が返ってくるのかやってみないとわからないのですが、そういうこともあっても良いのかもしれないと思います。

次に、資料3の5ページ、指針の改定に向けた考え方の(1)の目標とする社会の3つ目の点について、「子ども・若者と大人が対等なパートナーとなって進める視点」についてですが、いちゃもんのレベルだなと自分でも思うのですが、子どもと大人が対になるのは分かりますが、若者と大人が対になるというのは、個人的にピンときていません。若者といっても、20歳以上の人も含めるので、そういう人たちは、社会的には大人とみなされる年齢だと思うのですが、子ども・若者に対して、大人とくくるよりは、可能でしたら表現の仕方を考えられると良いと思います。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。若者と大人は、一緒ではないかという御意見だったと思います。福山委員が一つ目におっしゃった、問題提起の場についてですが、こちらが子ども達に投げかけるということですが、何か具体的なイメージをお持ちですか。

○ 福山委員

例えば、小学校などで、クラス委員を集めて、クラス委員と先生たちが話し合うよりも、もっと、市単位で各学校から4年生を一人ずつ集めて、4年生の集まりと私たちのような大人とで、例えば、自殺の件数を少なくするためにはどうしたらいいだろうというような問いかけをしてみて、子ども達がそれに対して、答えてくれた答えを市の指針に入れ込んでみるといったことができたなら、いいなと思います。机上の空論のようなものかもしれないと自分でも思いますが、はい。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。確かに、子ども達の意見に耳を傾ける機会がとても少ないのでしょ
うね。そういう意味では、子どもや若者達が主体的に参加できる公聴会や、課題・テーマ別の
ティーチンみたいなものがたくさん開かれ、そうしたことで日常的に声を拾え、それを施策
策、大人側の関わりに活かすという、そういうご発言だったかと思います。

墓田委員、お待たせしました。よろしくお願いいたします。

○ 墓田委員

皆様の意見を聞いて、私もほぼ賛同しているところです。本人の声を聞くことについては、
聞くだけならいいのですが、資料3、1ページ目の指針名称の変更の「大人が責任を持って支援
するという視点に変えていくことが必要である」についてです。現場で支援をしていて、いつ
も気になることは、ひきこもりが長期化するご家庭で起こりうることとして、大人の価値観
で、子どもや若者のせつかく聞いた声をつぶしてきてしまうというところで、ひきこもりの長
期化が起きていることが多いのです。大まかに書いた方がいいのか、5ページ目の自己形成へ
の支援に、具体的に、価値観を押し付けることなく、耳を傾けるような、具体的な関わり方を
書いた方がいいのか、どうか分からないのですが、どうしても、大人は声を聞いているとは思
いますが、また、思いこんでいる人が多いと思いますが、価値観で押し付けている社会だと私
は思っているので、そういった圧を、どう子ども・若者にかからない社会にしていけるかとい
った文言が入ってくるというなと思います。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。よくありますよね。子どもの声をうんうんと聞いていい、でもね
という感じで、大人の価値観が一方的に指示されてしまう。そういうことがないように、とい
うことですね。

他に御意見ありますか。牧野委員お願いします。

○ 牧野会長

何がもやもやしているのか分からないのですが、ひとつは、指針というものが、どこまで書
くのかということです。指針という以上は、ざっくりと大枠を示したうえで、具体的な施策や
条例など、様々なものに反映されていくということなのかなと思います。

もう一つは、全体のトーンが、先ほどの表彰関係もそうなのですが、何となく古いものとい
うか、例えば、大人が子どもを保護し、育成するという観点の枠組みが変わっていないまま、
文言を変えるということになってしまっていないかなという印象があります。例えば、育成
をやめて、はぐくむといった表現に変えるにしても、大人という言葉が残っている。しかも、
今まで青少年と言え、概念が決まっており、例えば20歳前後までと決まっていたはずのもの
が、今や子ども・若者ということになると、若者がどこまで分からなくなっています。資料
3の指針の対象では、ポスト青年期、39歳までいれるとされています。一般的には、青年期と

されているところで、30歳ぐらいまでといわれているのですが、青少年雇用対策基本方針だと、概ね35歳未満というような表現になっていて、34歳までが若者なのではないか、と色々な議論があり、一部では、49歳までが若者であるという議論まであります。

その意味では、従来の青年期というものが失われてきている。学校が終わって、就職をし、経済的に自立しながら、工場で働いて、働く時間以外の余暇の時間ができて、その余暇を通して例えば、恋愛ですとか、家族を形成するという、基本の自立の過程があるのだということがあり、それが概ね25歳から30歳ぐらいまでだということになり、それを超えると、青年期から中年期や壮年期になるという議論になっていたところが、今とても曖昧になっています。しかも、少年から青年への移行の期間も良く分からなくなってきている。その意味では、子どもたち、または若者と言われていた人たちを、保護するという観点の指針のままでいいのかなということがありますが、作り替えないとならないことなので、今までの議論がどこかにいってしまふかもしれないということもありますが、何となく、そのあたりが少しもやもやしている感じだと、自分ではそう思っています。

もうひとつは、もう少し具体的な話ですが、今度、流行語大賞になりそうな「親ガチャ」という言葉がありますが、今までも、自分に上手くいかないことがあると、親や家族の責任するということがありました。例えば、アダルトチルドレンとか、毒親という表現があったのですが、ただ自立の過程で乗り越えていければ、そんな親でも良かったと思えるようになっているはずなのですが、今回の「親ガチャ」というのは、自分がガチャを回すのですよね。回して、望まない変な親であるとか、望まない境遇になってしまっているということを引き受けてしまうというようなことになっていて、全部自己責任にとらわれていってしまうような形で、若者がどんどん、諦めていってしまうようなことに対して、社会がどうするのかということも問われてきているのではないかなと思います。その反面で、よろしくない傾向ですが、うちの学生に多いのですが、明らかに家庭の経済力や様々な要因が重なって、有利な条件で受験を勝ち残ってきて、大学に進学してきているのに、彼らは自分がすごく努力して入ってきていると思っていて、確かに努力したということは認めるのですが、反面で、そうなれない若者たちは、努力しない、だめな人間なんだと思っているところがあります。今までは、条件が違って、条件をなるべく平等にしていくとか、社会的な弱者に対して色んな資源を回す必要があるという議論が成り立っていたのですが、今は、人格論のようになってしまっていて、努力する人間と、しない人間なのかとなっていくと、これはもう、資源を回して弱者を支援するというようにならないようになってきている。そうした中で、社会の状況が変わってきているのに、年配者が若い人たちを、保護し、支え、育てるという観点から作られている指針といったものが、やはり時代に合わないという感じもしています。それでなんとなく、もやもやしてしまふと感じています。

すみません、ぶち壊すような議路になってしまっていますが、そのあたりを検討しながら、今回の令和5年度から5年間の指針の改定になるといいなと思っていますが、そのあたりいかなものでしょうか。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。皆さんも、もやもやしたのではないかなと思うのですが、どうしても、小さな部分に焦点があたりすぎると、牧野委員は、もうちょっと俯瞰で見て、御発言をいただいたなと受け止めさせていただいています。

支援をめぐる、支援者と被支援者と関係性が色濃く残存しながら、言葉で上手く表現していってしまうというのは、いかなものかということですよ。本当は、子ども・若者と大人というのではなく、皆、市民と言いつけることができたなら、そんないいことはないなと、牧野委員のお話を伺いながら思っていました。そうすると、子ども・若者の指針なのに、市民の支

援指針になるということは、ちょっと難しいなと思ったりします。

今の牧野委員の御発言を受けて、御意見ありますでしょうか。西野委員お願いします。

○ 西野委員

まさに、もやもやを共有していただいた感じですか。川崎市で、子ども権利条例をつくることに、子ども市民、大人市民という言葉を作り出して、子どもも、大人も共に市民なんだということを明確にしていったプロセスがあります。昨日、一昨日と、全国子どもの権利条約フォーラムという私たち、川崎大会をやっていました。やはり、子どもの意見はすごいです。本当に、子どもが話していることが、的を射ている。そういう意味でいうと、今、もやっとして、牧野委員がおっしゃった、でも物をわかっている大人があたたかく見守り支援しているのよ、という、え、本当に私たちそんな立場なのかと感じます。やはり、権利主体という言葉は明確に入れ込むのではないかと思います。子どもの権利条約という言葉を入れ込んでもいいのかもしれない。権利の主体として、生まれたときから一人の人間として尊重されるという、権利条約のベースをしっかりと指針の中に落とし込まないと。やっぱり、子どもは未熟な大人、大人になれない人がどんどん育成してあげて、ようやくいっばしの大人になっていくという感覚から抜け出られていない指針なのではないか。おぎゃーと生まれ落ちた、その瞬間から権利の主体で、子ども市民が、この社会を構成するんだということを、思い切って踏み込まないと、このもやもやは消えないなという気がしていました。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。そうですね。大人それぞれの子ども観によって、異なるというよりは、子どもの権利、人権、あるいは、子どもの権利条約ということを示すことによって、これが社会的な合意だし、スタンダードなんだと、その観点からみていくべきなんだという、そうした表現をいれたほうがいいのかという御意見だったかなと受け止めさせていただきました。他に御意見はありますか。藤井委員お願いいたします。

○ 藤井委員

2点ございます。1点目は、情報環境について、子どもたちにおけるインターネット空間に関する記述が非常に少ない。あるいは、なさすぎるのではないかと感じました。家庭、学校、地域だけではなく、子どもたちが生活の一部として関わっている場としての情報環境、通信の情報環境というところを、もう少しきっちり明記していく方がいいのではないかと考えております。表現としては、インターネット空間と書くか、情報通信環境と書くかという議論があるかもしれませんが、子どもの生活の状況に合わせた形での場の一つとして、とらえていくという視点があってもいいのではないかと考えております。

2点目は、資料3、6ページの社会環境の整備についてです。3つ目の点のところになります。「地域の中で出会い、共に育ち合い」とあるのですが、今までの議論を伺っておりますと、何か失敗をしたりですとか、そして、そのことによって再生をしていくという、これは、大人も子どもも、共に経験することだと思っておりますので、「育ち合い」の意味の中に、失敗や再生を共に経験する、といった表現が加わっていくといいのではないかと考えました。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。御意見を伺いながら、一つの環境として、独立した場として、情報通信環境あるいは、インターネット空間をあげたほうが、実態に合っているのではないかと御意見は、もったもだなど受け止めさせていただきました。

2点目の共に育ち合いというのは、少しきれいすぎますよね。出会うのですから、そこには

ドラマが生まれるはずで。そういう意味では、今までネガティブのとらえられていることも、ポジティブのとらえられていることも、代表的な言葉を使いながら、失敗や再生を共に経験し、ということが入ると、共に育ち合うことの中身が、少し見えてくるという御指摘だったと思います。

今日は、皆さんからいただいた意見で何かを確定しようというものではありませんので、多くの御意見をいただきたいと思ひます。牧野委員お願いいたします。

○ 牧野委員

ある自治体の教育振興基本計画を作成する審議会の責任者をやったことがあります。そこで議論になったことを参考までにお伝えします。多くは、10年間の計画を立てるのですが、10年後にこういう指標をたてて、バックキャストでどうするかということを決めるということをやってきたのですが、もうやめましょうという話をさせていただいて、10年後に数値目標を決めないことにしました。

この社会は、大人が子どもにどう生きろと言えなくなっているところがあるので、むしろ、子ども達が自分たちでこの社会を作り、担っていくだろうということです。その中で、どうしても譲ってはいけない価値があるだろうということで、それは一体何かということ、委員の皆さんとお話をさせていただいて、委員の皆さんは賛同されて、その方向で動きました。譲れない価値とは何かと、簡単に言いますと、生命、尊厳、人権ということになりました。先ほどの、子どもの権利条約もそうですが、そうしたものを置いた上で私たちがどうしたらいいのかということ、議論して、大きな方向性は、皆の幸せを作る教育なのだということ、皆が自分の幸せを作りながら、お互いに幸せを作り合っていくような社会にしましょうということでした。ただ、その幸せとは何かといったことは、個人や社会が決めることなので、我々は示さないということにしました。

さらに、その上で、ある都内の23区の区なのですが、教育方針、ビジョンは、「共に学び、共に支え、共に創る何々区の教育」となっていました。共に、一緒にということ、さらに踏み込んで、例えば学び合うとか、教え合うとか、又は社会と一緒に作り合うという、働きかけをしましょうという形の表現に変えて、大枠をだしました。その中には、当然、子どもの意見表明権が入ってきますし、もっと言えば、認め合い、受け入れ合うということ、基本にしながら、教え合ったり、関わり合うことをしていく。そうすると、障害を持った子ども達も、そこにいてだけで教え合うことができる関係に入れるのではないかと、さらに、より一層関わり合うことができるのではないかと。いっただけで関わらせようとするという力が働くわけですから、そういうことの中で、お互いに何々しあうという関係で、教育のあり方を考えましょうということにして、大きな方向性を出したに留めました。その後、行政の方で、それに基づいて、行政の毎年の推進計画をたてるということにして、そうすると、教育のいわゆる振興計画というのは、すごく分厚い冊子になるくらいあったものが、たった4ページか5ページで終わってしまっていて、あとは具体的な施策をつくることにお任せしましょうと、毎回議論はしましょうということにして、終わりました。そういう作り方もあるかなと思ひました。

基本的には、大人がどうこう言える社会ではなくなってしまうということ、一緒に生きていきたいと思います、ということ、そこで譲れないものは何かということ、生命は大事でしょう、さらにそこから尊厳や人権といったことも大事でしょうということ、基本に置いていって、そして、お互いに認め合い、受け入れ合う関係をまず作っていくということの中で、関わり合ひましょうという形にしました。そして、自分の幸せをつくること、皆の幸せをつくることに繋がっているのだ、だから、他人を侵害してはいけないのだ、そして自分も侵害されない権利があるのだという、形のものにしていきました。そういうような形に、これもなるというなと思ひて話を聞いていました。それだけですが、どこまで作り変えるかと

というのは、皆さんの議論で決めていただければと思いますけれども、参考までにそんなことをやってきたということです。

○ 長谷川部会長

牧野委員、ご経験を踏まえた御意見をありがとうございます。私たちが作ろうとしている指針も4ページか5ページ位にしましょうかということではないですね。だけれども、どこまで書くのか、どう書くのか、といったことの一つの実践例をお示しいただいたと思います。

ともに何々するではなく、何々し合うという方が非常にわかりやすいと、私はそんな印象を受けました。

私から事務局の方に確認をさせていただきますでしょうか。今、かなり多様な視点から、多角的な意見を、委員の皆さんから発言いただきました。この意見の取扱いを今後のスケジュールも含めて、どのようにされるのか、少しお話いただけると助かるのですが、いかがでしょうか。

○ 青少年課長

皆様から貴重な御意見をいただきました。参考資料3をご覧ください。今後の青少年問題協議会のスケジュールをお示ししております。先ほど御説明しました通り、この部会来年の5月くらいを予定しております。その後、県議会の方で骨子案、素案、最終的には、来年度末に指針改定を報告するようにしています。ただ、かなり色々な御意見をいただきましたので、来年の5月にいただいた意見をまとめて、皆さんに御報告するということより、何らかの形で、もう一回書面で、意見交換させていただくのか、そのことについては、この会議が終わった後に、事務局で検討したいと思います。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。私もこのまま終わりになって、来年5月に開催するのは、どうかと心配になりましたので、確認をさせていただきました。西野委員、お願いします。

○ 西野委員

今の、参考資料3の中で、令和3年10月予定とあるのは、令和4年の誤りですよ。

○ 青少年課長

令和4年の間違いです。申し訳ありません。

○ 長谷川部会長

非常に、本質的な議論といたしますか、いい意味でのちゃぶ台返しの発言がありました。できれば、皆さんと一緒に確認作業といたしますか、意見交換の場がないと、なかなか正案としてできないかなと思いましたので、是非、事務局の皆様方には、スケジュール等も踏まえまして、御検討いただけたらと思います。

さて、時間がだいぶ押してきましたが、他に御意見ございますか。お気づきの点、御発言したい点ございましたらお願いいたします。あるいは、資料を御覧になりながらお考えのこともあろうかと思しますので、11月中であれば事務局の方に、メール等での御意見をお寄せいただきたいと思いますが、事務局の皆さんそれでもよろしいでしょうか。

○ 青少年課長

はい。大丈夫です。

○ **長谷川部会長**

ありがとうございます。この場だけではなく、今月中に、何かお気づきの点があれば、事務局にお届けいただきたいと思います。

この場ではよろしいでしょうか。それでは、熱心な御討議、本当にありがとうございました。今日も新たに、新鮮でなおかつ本質的な視点がいくつも出されたという風に、受け止めさせていただいています。これで、議題2についても、終了とさせていただきたいと思います。

本日の議題はこれで終了となります。今日の議題に関わらないことでも結構ですが、皆様から御意見があれば承りたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、最後に事務局からのアナウンスがありましたらお願いいたします。

○ **青少年課長**

本日は、御多忙の中、長時間にわたり御議論いただき、本当にありがとうございました。本日いただいた御意見を踏まえまして、改めて、指針の改定について事務局で検討して、皆様にお示しできればと考えております。

次回は、来年の5月目途と記載させていただいておりますが、その前に何らかの形で皆様に意見照会、資料の確認をいただけるように検討しますので、また御連絡をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○ **長谷川部会長**

ありがとうございました。それでは、第5回企画調整部会を閉会したいと思います。皆様、ありがとうございました。

以上